

Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

Title	移民女性の健康ニーズを探る：四街道市のアフガニスタン人を事例に
Author(s)	田中, 雅子
Journal	上智大学総合人間科学部看護学科紀要
Issue Date	2021-03
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	https://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20210622001
Rights	



上智大学
SOPHIA UNIVERSITY

特 別 寄 稿

移民女性の健康ニーズを探る — 四街道市のアフガニスタン人を事例に —

田中雅子

Exploring the health needs of migrant women

— A case study of Afghans in Yotsukaido City —

Masako TANAKA

キーワード：移民女性，健康ニーズ，多文化共生，アフガニスタン

Key words: migrant women, health needs, multicultural coexistence, Afghanistan,

はじめに

「せんせい、おはようございます。びょういんにいきたいです。くるまでつれていってもらえますか」。電話を受けた H さんは、近所のアフガニスタン女性の家に車で駆けつける。妊娠中の A さんを車に乗せて、女性医師のいる病院へと急ぐ。H さんは、診察に立ち会い、医師の説明を A さんにやさしい日本語で伝える。医師から心配ないと言われて安堵した A さんを家に送り届けると、幼稚園から電話が入る。

「H さんですか。B ちゃんの授業料の支払いがまだなので、お便りを出しました。すみませんが、B ちゃんのご両親に説明してもらえますか」。H さんは、自宅に戻る間もなく、B ちゃんの家に向かう。この幼稚園は、B ちゃんに関する連絡があるときは、H さんに直接電話をする。B ちゃんの母は、紅茶とドライフルーツで H さんをもてなしながら、お便りの説明をしてもらう。

午後は、自動車運転免許の取得を目指す C さん宅へ。人気のない空き地で、実技試験の練習に付き合う。筆記試験のサポートはさらに大変だ。それでも「せんせい、いつも、かいものにつれていってくれてありがとうございます。めんきょがとれたら、わたしがせんせいをつれていきます」という C さんの笑顔を見ると、H さんは、そんな日が来たら良いと思う。

H さんは、地域の日本語教室のボランティアである。しかし、日本語を教えるだけでなく、アフガニスタン女性やその子どもの通院や検診の付き添い、役所の手続き

や買物、美容院への同行、子どもの学校や幼稚園からの連絡の伝達、不動産物件探しの手伝い、自動車運転免許取得を目指す女性の試験準備のサポートなど、八面六臂の活躍をしている。アフガニスタン女性が流産した際、病院での処置にあたり保証人として署名を求められたこともある。ご自身は「タクシーや救急車みたいに呼ばれる。アフガン人の民生委員ね」と苦笑しつつ対応しておられる。千葉県四街道市には、アフガニスタン女性から母親のように慕われている H さん以外にも、子どもの学習支援や進路指導、生活サポートに奔走するボランティアが複数いる。

日本で暮らす外国籍住民は約 300 万人。留学生や技能実習生は学校や企業などの受け入れ機関があるが、それでも、病院に同行してもらえない人が見つからないことや、国民健康保険料の書類が読めず滞納することがある。夫の呼び寄せで来日した移民女性の場合、受け入れ機関はなく、日本での生活に必要なことを学ぶ場がない。移民支援に特化した団体があるのは都市部だけである。日本語を学びたいと思っても、いつ、どこに行けば学べるのか、自分で探さなくてはならない。見つからないまま時間が経つと、日本語を学ぶ意欲が薄れてしまう。

移民の多くは、同国出身者のネットワークを通じて仕事や住まいを見つける。そのネットワークを基盤に移民の当事者団体が結成されると、自治体などホスト社会との間で架橋的な役割を果たし、新規移民への情報提供や相談支援を担うようになる。しかし、すべての移民が当事者団体を結成するわけではない。紛争や民族間の軋轢

が理由で移住した人は、同国出身者と距離を置く場合がある。また、宗教規範などにより男性中心で運営されている団体からは、女性が排除されがちである。したがって、移民の当事者団体にホスト社会への定住化支援を委ねることには限界がある。また、移民の当事者団体が存在する場合も、日本の制度や社会資源を使いこなす必要があり、専門職との連携が不可欠である(田中, 2019)。

本稿は、日本の多文化共生施策を検討し、移民とその定住化を支える地域のボランティアにとって必要な方策を探ることを目的とする。事例として、四街道市のアフガニスタン人を取り上げる。前半では、まず、日本の多文化共生施策を振り返り、国際規範との相違点を指摘する。次に、アフガニスタンから日本への移動の特徴を述べ、四街道市のアフガニスタン人の暮らしとその支援者を紹介する。後半は、アフガニスタン女性を対象に行ったワークショップで明らかになった彼女たちの健康ニーズを取り上げ、その実現のためにボランティアや専門職がどのように協働できるかを考察する。

1. 「多文化共生」の検討

2021年2月1日、出入国在留管理庁は、ホームページ上で多文化共生施策に関わる意見や要望の聴取を始めた。これは、2018年末の出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)改定に合わせて策定された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」(以下、総合的対応策)の冒頭で挙げられている施策番号1にあたり、外国人個人からの意見を求めている。15言語でフォームが用意されているが、果たして当事者の意見は集まるだろうか。本稿のキーワードとして多文化共生を *Multicultural coexistence* と訳したが、この表現をインターネットで検索して出てくるのは日本の施策に関する資料だけである。多文化共生施策に関する文書を多言語に翻訳するだけでは、現状の施策に意見を求めることは難しいのではないだろうか。ここでは、日本の多文化共生施策を振り返り、国際規範との比較を行う。

1.1 施策の背景と特徴

田村・北村・高柳(2007)によれば、「多文化共生」という表現は、神奈川県川崎市に起源がある。川崎市では、1970年代から在日コリアンの国民健康保険加入をめぐる国籍制限をなくす運動が活発になり、またルーツが異なる子どもたちの多文化保育の実践があった。1993年には同市のまちづくり協議会のひとつが「多文化共生の街づくり」のプランを作成した。さらに、1996年には外国人の市政参加の枠組みとして外国人市民代表者会議を条例で設置した。一方、1995年の阪神・淡路大震災後の支援を機に兵庫、京都、東京などで設立された市民社会組織(Civil Society Organisation: CSO)「多文化共生センター」は「国籍、文化、言語などの違

いを越え、互いを尊重する「多文化共生」の理念に基づき、在日外国人と日本人の双方に向けて「多文化共生」のための事業を創造し、実践すること」を目指した。

これらCSO主導の活動は、2000年以降、外国人集住都市を中心に行政にも影響を与えた。2006年に総務省が発行した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」で、多文化共生は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省, 2006)と定義されている。これは、共生を実現する主体であるはずの国家の責任に十分言及していない点が批判されているが(樋口, 2019)、自治体が多文化共生施策を策定する上で参照する資料となっている。各自治体の施策には、川崎市のように国家に先んじた実践もあれば、文化の違いへの言及にとどまっているものもある。「響きの良い標語(理念としての多文化共生)を隠れ蓑にして、内容が薄く問題を隠蔽するような施策(政策としての多文化共生)が生み出されてきた」(前掲書)背景には、国家や自治体だけでなく、CSOも含めた人権尊重への曖昧な姿勢があるのではないか。

1.2 国際規範との比較

多文化主義に根ざす理念のみが書かれた日本の施策に不足しているのは、外国人の権利保障である。国際社会では1990年代から人権の位置づけが高まり、2015年に国連総会が採択した「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」でも、人権は重視されている。SDGsは前文のパラグラフ22で、脆弱な人々として移民に言及し、パラグラフ29では移民の人権の尊重について述べている(一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク, 2017)。日本政府だけでなく、自治体や企業、CSOもSDGsに取り組んでいるが、17の目標に記された標語など表層にとらわれ、それらの根幹にある人権尊重への理解が深まっていないのではないか。

多文化共生は日本固有の概念であり、移民政策の国際規範で用いられる「統合(Integration)とは違う。また、経済的貧困だけでは分析できない、政治的、社会的に排除された人の権利保障を目指して政策環境の整備を行う包摂(Inclusion)とも異なる。2018年の国連総会で日本政府も賛成して採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」(Global Compact for Safe, Orderly, and Regular Migration: GCM)は、移民の人権保護を目的としている。国内施策や国際協力の枠組みとなる文書で、24の要素から成り立っている。その一つが「統合と社会的結束(Social Cohesion)」である。GCM策定の中心となった国際移住機関(International Organization for Migration: IOM)は、健康や教育分野における社会的包摂、労働や金融サービスへのアクセスなど経済的包摂、市民的また

政治的参加などを含む「包摂」と、反差別、外国人排斥への対抗、相互理解の促進など「社会的結束」の両方を含めて「統合」と呼んでいる (IOM, 2017)。

今後、多文化共生施策を深化させるためには、違いを認めるといった多文化主義だけでは不十分であろう。機会の平等だけでなく結果の平等をもたらすために、誰が何をするのかといった具体的な行動と、その結果何が達成されるのかを示すことが求められる。

2. アフガニスタンから日本への人の移動

2.1 定住を目指す家族移民

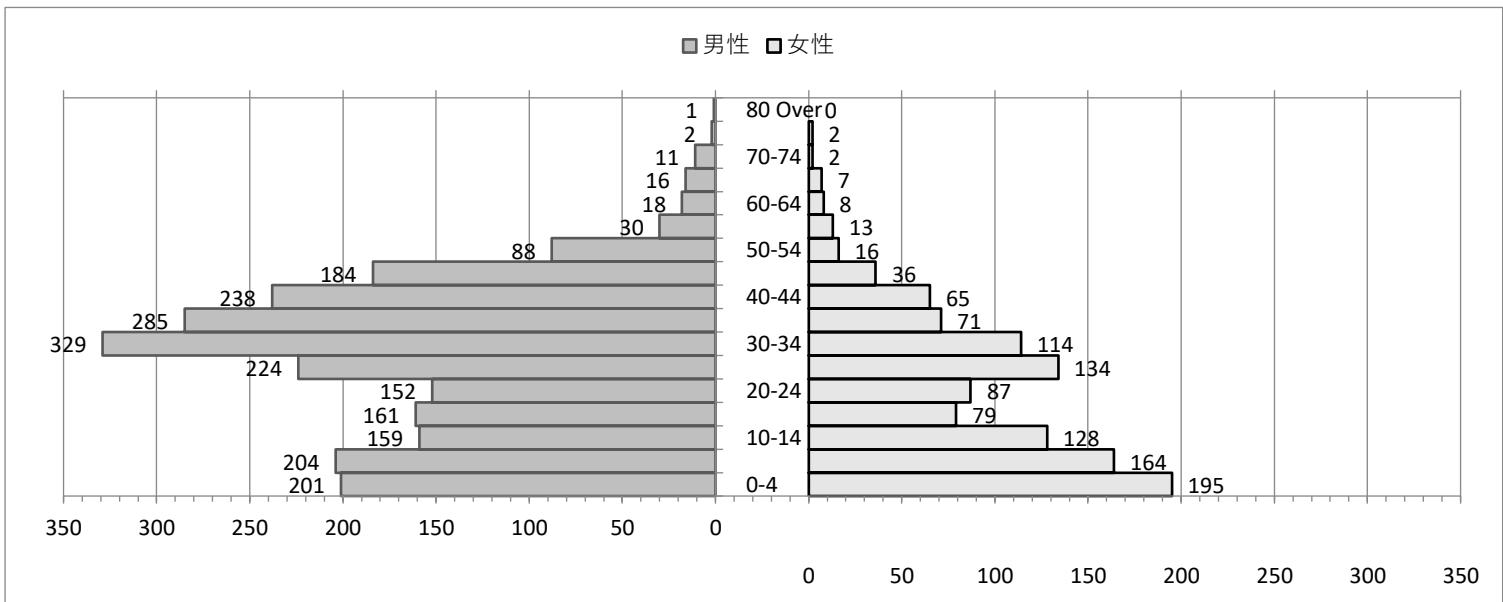
2020年6月末現在、中長期の在留資格をもつ外国人は2,885,904(男1,425,043、女1,460,861)人で、うちアフガニスタン人は3,424(男性2,303、女性1,121)人である(法務省, 2020)。人数で見れば34番目で、特に急増しているわけではない。しかし、その内訳を見ると、アフガニスタン人は家族滞在資格者と子どもの割合が高く、他国出身者と異なる特徴があることがわかる。

第一の特徴は、在留資格別で家族滞在が半数を占めている点である。家族滞在とは、扶養能力がある者から扶養を受ける配偶者又は子を対象とする在留資格である。アフガニスタン人計3,424人のうち48%にあたる1,663人が家族滞在である。以下、技術・人文知識・国際業務(858人)、経営・管理(283人)、永住者(248人)、留学(147人)、定住者(131人)が続く。在留者の総数が1,000人以上の国で、アフガニスタンは最も家族滞在者の比率が高い。2位のネパールは32%、3位のインドは24%であり、アフガニスタンの比率の高さは突出している。

第二の特徴は、子どもが多い点である。図1は、性別・年齢層別の分布を示している。0歳から19歳までは男女計1,291人で、全在留者の38%、全家族滞在者の78%にあたる。在留者の総数が1,000人以上の国の、全在留者に占める19歳以下の割合を見ると、アフガニスタンの38%がトップである。2位のエジプトは29%、3位のボリビアは27%であり、子どもの割合もアフガニスタンは他国との違いが際立っている。0歳から4歳までの乳幼児は、男女合わせて396人おり、全体の12%を占めている。日本での出産も多いと推察できる。なお、15歳から24歳までの女性は、男性に比して少ない。この年代の男性は就労目的で単身で来日する可能性があるが、女性は同様の目的で来ることは少ない。また、日本で育ったアフガニスタン女性が、結婚をきっかけに帰国、もしくは第三国に移住している可能性もある。

さて、日本政府は、労働力不足を補充するために、技能実習や特定技能の制度を推進している。これらの在留資格は、基本的に家族の帯同を認めず、単身労働者を想定している。また日本政府の「留学生30万人計画」によってやってくる留学生のうち、政府の奨学金などによって家族を扶養できる者以外は、家族を呼び寄せることはできない。例えば、資格外活動許可によって週28時間以内の就労しか認められていない日本語学校生は扶養能力がないとみなされ、家族を呼び寄せることはできない。一方、アフガニスタン人は、家族の帯同が認められない技能実習と特定技能の資格者はひとりもおらず、留学生も少ない。単身者の労働力だけを求める日本政府の思惑とは無縁の家族移民だと言えよう。

図1：在日アフガニスタン人の性別・年齢層別構成 (2020年6月末現在)



出典：法務省 (2020) 「在留外国人統計」第2表 国籍・地域別 年齢・男女別 在留外国人

2.2 生計と民族

アフガニスタン人は、どこでどのように生計を立てているのだろうか。都道府県別の分布を見ると、全在留者の43%を占める1,478人が千葉で住んでいる。以下、茨城(275人)、愛知(252人)、埼玉と福岡(ともに134人)が続く。南アジア系移民企業家を研究する福田(2014)によれば、千葉県内には「ヤード」と言われる自動車解体業者の集積場が全国で一番多い。その7割が佐倉や四街道など印旛地域にあり、8割近くがアフガニスタン人など外国人の経営によるものだという。茨城、埼玉、愛知、福岡にもヤードはあり、在日アフガニスタン人の多くは、自動車解体や中古部品の貿易で生計を立てていると考えられる。本研究の四街道市における調査で出会ったアフガニスタン人女性全員の夫が自動車解体業を営んでいた。在留資格で見ると、経営・管理にはその経営者が、技術・人文知識・国際業務には、その従業員が含まれている。

自動車解体・中古部品産業に従事しているのは、アフガニスタン人の中でもハザラ人が多いことが知られており、アラブ首長国連邦などにもその貿易ネットワークが構築されている(浅妻・岡本, 2012)。ハザラ人は、アフガニスタン全人口の1割程度を占めると言われており、外見はモンゴロイド系の人が多い。イスラム教シーア派を信仰することから、多数派であるスンナ派から長年にわたって差別を受けており、イランやヨーロッパで難民生活を送る人もいる。

3. 四街道市のアフガニスタン人

2019年末現在、千葉県内の外国人総数は165,162人で、うち1,368人がアフガニスタン国籍である(千葉県, 2020)。人数順では16番目で、県全体で見れば多くはない。市町村別に見ると、四街道市(640人)、佐倉市(488人)、千葉市(73人)以外はごくわずかで、四街道市と隣接する佐倉市が集住地域であることがわかる。

四街道市は、2021年1月1日現在の総人口が95,366(男性47,740、女性47,626)人で、東京都市圏への通勤者の多いベッドタウンである。外国籍住民は全体の2.75%にあたる2,622(男性1,571、女性1,051)人である(四街道市, 2021)。2019年末現在の四街道市在住外国人総数は2,249人で、アフガニスタン国籍者(640人)が最も多い。以下、中国(506人)、フィリピン(230人)、ベトナム(170人)、韓国・朝鮮(168人)、台湾(153人)が続く(四街道市, 2020)。

2020年9月末現在、四街道市で住民基本台帳に登録されているアフガニスタン国籍者は281世帯で、計690(男462、女228)人。うち16歳未満が計247(男142、女105)人、16歳以上が計443(男320、女123)人である(四街道市, 2020)。2018年4月末の同データでは、204世帯、計492(男329、女163)人で、16歳未満が計180

(男102、女78)、16歳以上が計312(男227、女85)人であった。わずか2年半で4割近く増加したことがわかる。

彼らを近くで支えるのは、Hさんが所属する四街道国際交流協会(Yotsukaido Cross-Cultural Association: YOCCA)である。以下、筆者のフィールドワークの受け入れ先でもあるYOCCAと、アフガニスタンの男性、女性の暮らしを紹介する。

3.1 支え手

YOCCAは「国籍を問わず四街道市に住む住民同士や、姉妹都市等との相互交流を通して、市および市民の国際化に寄与することを目的として活動」するCSOである。四街道市役所第二庁舎に四街道国際交流センターを開設し、ボランティアが日本語と英語で相談を受け付けている。

前身である四街道・リバモア姉妹都市市民の会(1977年設立)と四街道国際交流友の会(1998年設立)は「交流」を主眼としていたが、2011年に両会が統合して設立されたYOCCAは、「市内在住の外国籍市民に対する生活のサポート」を第一の活動とし、成人や小中学生向けの日本語学習教室のほか、市内の学校での学習支援を行っている。

日本語教室ボランティアの実働メンバーは78人で30%が男性である。平日昼間の教室は退職年齢後のボランティアがほとんどだが、夜間の教室や学校での学習支援には、様々な年齢層の市民が関わっている。

2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、日本語教室が開催できない状況にあるが、相談業務は日時を限定して行っている。

3.2 男性の暮らし

四街道のアフガニスタン人は、男性が単身で来日し、生活が軌道に乗ると妻子や兄弟を呼び寄せる。16歳以上の男性が多いのは、まだ家族を呼び寄せていない単身男性がいるためである。彼らの仕事場は、自動車解体作業用のヤードと中古車オークション会場である。中古部品輸出業務用の税関書類など貿易事務は、多くの場合、日本人の事務員が担っている。ほとんど休まず働く彼らは、近隣に住む日本人と交流する機会は少ない。それでも、夜間の日本語学習教室に通ったり、独学で日本語を学んだりする努力を重ね、仕事上の日本語に不自由しない人もいる。

ヤードの近くにある、ハラル食材店を併設したレストランでは、インターネット回線を通じて、西アジアや南アジアの放送局のテレビ番組が流れている。パーティーができる設備もあり、コミュニティ・センターのように利用できる。ランチタイムには、アフガニスタンやイラン出身者だけでなく、ヤードで働く南アジアやアフリカ出身者のほか、エスニック・フード好きの日本人もやっ

てくる。ハラル食材は、市内の業務用スーパーマーケットでも購入できるため、生活必需品は四街道で揃うという。

市内にはモスクもある。イスラム教の行事の際は、遠方からも含めて 500 人以上のハザラの人々が集まる。四街道にはアフガニスタン移民の当事者団体と呼べる組織はない。親族の結束は固いが、それを越える同胞集団の結成は見られない。ただし、モスクや宗教行事の運営に関わるリーダーや、サッカーチームを結成する男性もあり、親族を越えた機能的なネットワークの萌芽が見られる。

3.3 女性の暮らし

四街道市で暮らすアフガニスタン女性は、配偶者や親による呼び寄せで来日しており、留学や就労を目的に自身の選択で来た移民ではない。しかし、長く内戦が続いたアフガニスタンや、避難先のイラン、アラブ首長国連邦のドバイを経由してやってきた彼女たちは、日本で前向きに暮らしているように見える。

2019 年末時点で、28 人のアフガニスタン女性が、YOCCA が平日昼間に開講する日本語教室で学んでいた。20 歳から 55 歳の既婚女性で、滞日歴は 1 年未満の人もいれば、10 年以上の人もいる。内戦や国外避難、結婚などが理由でアフガニスタンにいた間に十分な教育が受けられなかった人ばかりである。中等教育修了者はわずかで、初等教育のみか中等教育を中退した人が多い。中には、正規教育を一度も受けたことがなく、母語の読み書きすら難しい人もいる。避難先のイランでアフガニスタン難民向けの非正規教育を受けた人だけが、英語を話すことができる。子どもがいない人もいれば 5 人以上子どもがいる人もいる。

アフガニスタンなどのイスラーム社会には「パルダ」（ペルシャ語でカーテンの意）と呼ばれる女性隔離の習慣がある。一定年齢に達したムスリム女性は、家族以外の男性との接触が禁じられる。彼女たちにとって、日本の公共交通機関は快適な移動手段ではない。女の子が自転車に乗ることは問題ないが、成人女性が自転車に乗ることは考えられない。自分の行動範囲を広げるために自家用車で移動したいという動機以外に、部活動で帰宅が遅くなる子どもの送迎や買物など、四街道で子育てをする上で運転免許は必須だと考える女性が少なくない。日本の自動車運転免許教習所に通って運転免許試験に合格した人は稀で、アフガニスタンの免許を日本で書き換えようとする人が主流である。自動車運転免許を取得して自家用車で日本語教室に来る人が出始め、他の人も彼女に続くべく免許取得に挑戦している。

日本語学習者の女性たちは、日々子どもの世話で忙しくしているが、時間が許せば自分の仕事もちたい、あるいは高等教育を受けたいといった自己実現の希望もっている。子どもの数が多い家庭では家事の負担が大

きく、何をするにも夫の同意が必要である。日本語の習得にはまだ時間がかかるが、長く日本で暮らすために、新しいことに挑戦したいと考える人もいる。

4. アフガニスタン女性の健康

2019 年 4 月 12 日、四街道市国際交流協会は「女性だけで話そう：日本で健康に暮らすためのヒント、妊娠・出産・女性のがん検診・子育て・運動・食事」と題するワークショップを開催した。対象は「外国出身の女性、外国出身の女性の相談にのる人たち」とし、YOCCA の男性メンバーには、会場となった四街道市総合福祉センターで託児ボランティアとして参加者の子どもの相手をお願いした。リソースパーソンである四街道市健康子ども部健康増進課の保健師と、進行役を担った筆者の話は、アフガニスタン出身で滞日歴の長い隣の女性がダリ語で通訳した。アフガニスタン女性 19 人、YOCCA の日本人女性メンバー 5 人、アフガニスタンで活動する日本の NGO 職員など見学者 5 人が参加した。アフガニスタン女性のうち 14 人は YOCCA の日本語学習教室での学習者で、5 人は学習者が誘った親族や知人である。

アフガニスタン女性の参加者は 20 歳代から 40 歳代で、既婚のムスリムである。おそらく全員の配偶者が自動車解体業に関わっているが、親族でなければそれほど親しい付き合いはしていない。アフガニスタンでの出身地、学歴、来日までの経緯、滞日歴、日本語力、持ち家か否かなど彼女たちの中にある様々な差異のうち、彼女たち同士を隔てがちなのは、子どもの有無である。日本語学習教室の参加者で不妊治療を受けている女性は、子どもがいないことを他の女性から話題にされるのがつらいと言っていた。そこで、開始にあたって「セーフ・スペース」のルールを紹介した。「いろいろな背景を持つ人がいること」（多様性の理解）、「自分と異なる人を否定しないこと」（肯定・受容）、「なんでも話していい」が「話したくなければ話さなくていい」（尊重）、「今日の話は、ここだけの話」なので「他人が言った個人的なことを外で言わない」（守秘）の 4 点を確認した。以下、このワークショップで明らかになった彼女たちの健康ニーズを紹介し、その実現のために、ボランティアや専門職は何かできるかを考察する。

4.1 リプロダクティブ・ヘルスへの関心

リソースパーソンによる検診や予防接種、子育て支援の仕組みについての説明の後、参加者から質問や意見を募った。不妊治療費助成に関する質問のほか、病院での外国語対応や女性医師のいる病院に関する情報提供の要望、生理不順などと絡めた質問が出た。

パルダの習慣に従うアフガニスタン女性たちは、男性医師しかいない病院には行きづらい。特に産婦人科を受診する際、女性医師の診察が受けられることが病院選び

の基準として重要であることがわかった。

事前の聞き取りで、アフガニスタン女性たちは、性教育を受けたことはないと答えていたが、市販のフェルト製教材で女性器について質問すると、子宮や卵巣の場所を間違えることはなかった。

子どもが3人ほどいる参加者からは、避妊法についても質問が出た。また、女性医師のいる日本の産婦人科で子宮内器具（IUD）を入れた経験を共有した人もいた。日本で経口避妊薬を入手するには医師の処方箋が必要で、かつ避妊目的の場合、健康保険の適用外であると伝えると、アフガニスタンやイランでは安く入手できるのという意見が出た。また、別の参加者は、インドで製造された経口避妊薬の箱を見て、出身国のアフガニスタンや来日前に滞在していたイランで同じパッケージ・デザインの薬が安く売られていたのを覚えていると話した。

国連経済社会局人口部が発行する World Contraceptive Use によれば、2018年時点でアフガニスタン国内における避妊法利用者の割合は18.9%であり、2015年時点の日本の39.8%と比べて低い（UNDESA, 2020）。しかし、男性主体のコンドームの利用者が3.6%であるのに対して、女性主体の避妊法が利用されている点が日本と異なる。経口避妊薬の利用は日本が0.9%であるのに対してアフガニスタンは6.7%、IUDは日本が0.4%に対してアフガニスタンは1.0%である。日本で認可されていないホルモン注射も5.8%が利用している。

アフガニスタン国内では既婚女性の家族計画に関する知識は普及しつつあるものの都市と農村では格差があり、「将来の保障のためにできるだけ多くの子ども、特に男児を持ちたいという希望があること、夫や夫の親族と家族計画について交渉することが難しい」（JICA・エムアンドワイコンサルタンツ, 2013）という避妊への障壁がある。一方、「男女が、避妊を実践することにより、経済的または健康上のメリットがあると納得すれば、避妊の実践において、宗教はそれほどの阻害要因にならないことが報告されている」（前掲書）という。これは、ムスリムが大半を占めるバングラデシュで母子保健事業に関わった筆者の経験と符合する。

日本人の多くは、ムスリム女性たちは性を話題にすることすらないと想像しがちである。しかし、パルダの習慣は、女性同士安心して話ができる空間をつくるものとしてとらえられており、自分の身体や性に関して率直に相談することを可能にする。アフガニスタン女性たちの避妊や不妊治療に関する情報収集に対する積極的な姿勢は、インターネットでの検索だけに頼り、身近な専門職に相談しない傾向にある日本人女性とは対照的である。通訳を配置し、言語の壁さえ超えることができれば、彼女たちの求める情報を提供し、疑問に答えていくことで、彼女たちのリプロダクティブ・ヘルスの向上を図る

ことができるのではないだろうか。

4.2 利用しづらい検診

市が提供している「おとなの検診」の紹介の中では、婦人科系のがん検診に関心が集まった。乳がんは30歳以上、子宮頸がんは20歳以上が対象であり、参加者も対象年齢層だ。しかし、市でこれらのがん検診を受けた人はいなかった。受診券や問診票は1年分まとめて黄色い封筒で郵送される。しかし、サンプルを見ても受け取ったかどうかかわからないと答える人が多かった。2年間、受診券を使用しない人は送付先リストから削除されるという。つまり、受診券を使って検診を受けた人には、次も受診券が送付されるが、検診を受けなかった人は、その知らせさえ届かなくなる。参加者の中には、受診券一式が送られてきても、日本語で書かれているため内容がわからず放置し、そのうち、郵送されなくなってしまった人がいるに違いない。

ワークショップの終了後、「受診券が郵送されていない」という参加者の記録を市の担当者に確認してもらったところ、リストから削除されていた。次年度から再び受診券が郵送されるようリストを修正してもらったが、窓口で確認を申し出なければ、手続きはできない。筆者も含め、このワークショップに参加していた日本人もこの仕組みを知らなかった。後日、他の自治体の保健師に受診券の送付について尋ねたところ、四街道市と同様、一定期間利用がない場合、受診券の送付を停止する自治体が多いとの答えが返って来た。

外国籍住民が自治体の検診制度を利用しづらいのは、言葉の壁もあるが、受診券自体を知らなければ出かけていくことができない。東京都新宿区など、受診券の表記に英語も併記している例があるが、日本語のみの自治体が多いと思われる。英語が堪能でなくても、アルファベットであれば入力して検索し、自動翻訳機能を使って意味を理解しやすい。せめて英語を併記することで、外国籍住民の受診を促進できれば、彼らがリストから削除されることも防げるのではないか。

四街道市健康こども部国保年金課によれば、2017年度中に国民健康保険に加入した履歴のある外国人は、のべ2,391人であった。同年末の四街道市の外国人住民人口は2,123人であり、転出・転入者や国民健康保険ではなく社会保険の加入者がいることを考慮すると、大半の外国人住民が国民健康保険に加入していると想定できる。彼らは、日本国籍者と同様の保険料を支払っているが、応分のサービスを受しているだろうか。

国籍別の健康保険の加入状況のデータはないが、健康増進課のがん検診等の国籍別データを見ると、2017年度に特定検診を受けたアフガニスタン人は男性10人、女性はゼロ、大腸がん検診は、男性6人、女性1人、乳がん・子宮頸がん検診の受診者はのべ4人である。日本国籍者やその他の国籍者の受診率等とあわせて分析す

る必要があるが、アフガニスタン国籍の住民数からすると受診者は少ないと言えるのではないか。

日本で暮らす 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金にも加入することが定められている。中長期の在留資格をもつ外国籍住民は、留学生であっても、国民年金保険料を支払わねばならない。もちろん、こうしたルールを知らず、支払っていない人や、所得が少なく支払いが滞っている人はいる。しかし、外国籍住民が日本社会保障の支え手でもあると捉えられることは少なく、「タダ乗り」していると誤解されがちである。NHK が「日本の保険証が狙われる－外国人急増の陰で」（2018 年 7 月 23 日放映）という外国人が健康保険にタダ乗りしているという趣旨の報道を行ったほか、新聞や週刊誌も偏向報道を行ったが、厚生労働省は、実態調査の結果、不適正事案はほぼ確認されなかったとしている（厚生労働省、2017）。

出入国在留管理庁が 2019 年に定めた「永住許可に関するガイドライン」には、「公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること」が要件として記されている。また、就労関係および家族滞在の在留資格をもつ人が永住許可申請をする場合、国税の他、直近 5 年間の住民税、直近 2 年間に加入した公的年金制度及び公的医療保険の保険料納付を証明する資料の提出が求められている。

日本に家族ぐるみで移住するアフガニスタン人の多くは、長期的に安定した暮らしを求めてやってくる。子どもの進路や住宅購入などの選択肢が広がる永住権の取得を検討する人が多い。あまり医療にかからない若い外国籍住民は、健康保険を義務としか受け止めない傾向がある。税金や保険、年金の支払いを滞りなくすることが彼らにとって義務であるだけでなく、日本社会の一員としてサービスを享受するための促進要因になるのではないか。非正規滞在者で健康保険や年金に加入できない人や、所得がなく保険料を納付できない人も含めて「すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する」（世界医師会、1981）。彼らが、永住権の取得要件としてやむを得ず保険料を収めるのではなく、日本で市民生活を送る上で役立つものだという意識づけのためにも、自治体の検診を受けるにあたって存在する受診券送付制度や言語のハードルを下げる必要があるのではないだろうか。

4.3 日本人の視線

ワークショップの最後は、自宅でできるストレッチ体操で締めくくった。女性限定の空間であったためか、のびのびと身体を動かし、率先して前に出て、皆の見本になる参加者もいた。もっと身体を動かしたいという参加者の要望に応え、後日、ヨガの体験会も実施した。

ムスリム女性と言うと、全身を覆うブルカや、アラビ

ア半島で着用される黒いアバヤ姿が想起され、運動とは無縁のイメージがある。しかし、ブルキニと呼ばれるムスリム女性用の全身を覆う水着が発売され、頭を覆うヒジャブを身に着けたアスリートが活躍するなど、国外のメディアではムスリム女性がスポーツをする姿を見かけることが増えた。四街道で暮らすハザラの女性たちは、身体のラインがはっきり出ないチュニックとパンツやジーンズ姿だけの人が多く、ブルカやアバヤを着る人はドバイ経由で来日した人など少数である。

パルダの規範がある社会では、女性が思い切り身体を動かせるよう女性専用のジムがある。アフガニスタンの首都カブールでも、近年女性用のジムが増えているという。四街道のアフガニスタン女性の中で、日本の女性限定会員制ジムに行ってみた人がいるが、ヒジャブ姿の自分に対する日本人女性の視線を感じてしまったようだ。市内の公園でヒジャブ姿を見た日本人から「不気味だ」と言われて行きたくなくなったという人もいる。彼女たちは、女性限定で身体を動かせる場だけでなく、差別的な視線がない場も求めていると言えよう。

おわりに

単発のワークショップでは、アフガニスタン女性たちの健康ニーズの一部を垣間見ることしかできず、細かい情報を彼女たちに伝えきることはできなかった。それでも、参加者の積極的な姿勢は、ボランティアやファシリテーターにエネルギーを与えた。情報収集に熱心で、運動など新しいことにチャレンジする意欲にあふれる彼女たちの姿勢は、ムスリム女性に対して日本人が抱きやすい偏見を覆すものであった。

H さんなどボランティアによる寄り添い型の支援は、日々の問題解決だけで手一杯である。特に医療や保健分野では、病気になってからの対応に追われがちで、予防への目配りができないことがある。自治体や専門職は、個人ボランティアでは取り組みにくいこと、また個人ボランティアの負担を減らすための取り組みを行うことが求められているだろう。

例えば、外国籍住民の検診受診率の向上を目標にすえて、受診券発送時の封筒に英語も併記するといった工夫はできるのではないか。日本人住民も受け取る封筒に英語が併記されていても邪魔になるわけではない。また、集団検診に特定言語の日を設けて通訳を入れれば、検診を受け入れる側も負担軽減になるのではないか。パイロット・プロジェクトとしてこうした取り組みを 3 年程度行えば、外国籍住民側に経験の蓄積がなされるはずだ。国籍による受診率の差をなくすことは、結果の平等を目指す取り組みになるだろう。

ボランティアの多くは、日本語学習教室などで出会った外国籍住民を自分の子や孫のように感じて接し、病院への同行など、時にリスクのある要請にも献身的な支援

を行っている。しかし、ボランティアと外国籍住民の個人的な関係に依存していて良いのだろうか。在留資格制度や外国籍住民が利用できる社会資源には、日本人が知らないものもある。ボランティア個人の学習や献身的努力だけでは、今後増加する外国籍住民への対応は難しくなることが懸念される。

2018 年末に策定された総合的対応策は、「2 生活者としての外国人に対する支援」としてサービスの多言語化に多く言及している。しかし、人数の上で全国上位ではないアフガニスタン出身者の言語が、日本の行政サービスの多言語化の対象になる可能性は少ないだろう。アフガニスタン住民から慕われる H さんが、彼らの言語を習得しているわけではないことから、言語だけが問題ではないことがわかる。

地域の CSO やそのメンバーとしてのボランティアは、外国籍住民の人権保障の観点から、自治体のサービス提供を点検することから始めてはどうだろうか。個人ボランティアにできることは、自治体にとって代わるのではなく、自治体のサービスと外国籍住民の間にあるギャップを埋める作業である。参政権のない外国籍住民に代わって、ニーズを代弁することも必要だろう。

一方、自治体や専門職は、個人ボランティアのように特定の外国籍住民に寄り添った支援をすることは難しいが、制度の壁をなくすことができる。また、外国籍住民が利用できる社会資源に関する情報をボランティアに提供すれば、特別な人でなくても外国籍住民に寄り添った活動ができるようになる。自治体、専門職、地域の CSO とボランティアが、それぞれの長所をいかして外国籍住民と関わることが、彼らを包摂し、地域の社会的結束を高めるのではないだろうか。

付記

本研究は、上智大学学術研究特別推進費重点領域研究「難民および新たな移民への支援：日本社会に流入する強制的移住者の持続可能な社会的融合における教会と市民社会団体の役割」の成果である。調査の一部には、上智大学比較文化研究所研究員メイガ・ワダワとともに映像人類学の手法を用いた。その成果は、2019 年度 Sophia Open Research Weeks でドキュメンタリー「Daughters from Afghanistan」として上映した。

調査は、趣旨説明を行って同意を得た上で行った。「公益社団法人日本社会福祉士会正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」に基づき、個人が特定されないようアルファベットで人名を表記した。

調査にご協力くださった四街道市国際交流協会、四街道市健康四街道市健康子ども部健康増進課、同国保年金課、同市在住アフガニスタン住民のみなさまに感謝します。

参考文献

- 浅妻裕, 岡本勝規 (2012). 自動車中古部品産業の地域的集積に関する考察: シュルジャ首長国を事例として. 開発論集, 90, 69-83.
- 千葉県 (2020). 令和元年 12 月末住民基本台帳による外国人数 第 1 表 市町村、国・地域別外国人数. <https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/toukeidata/gaikokujinjinmin/r01.html> (2021.1.31)
- 福田友子 (2014). 国際リユースとエスニック・ビジネス -- 中古車・中古部品貿易業における南アジア系移民企業家. 小島道一編, 国際リユースと発展途上国, 133-171. アジア経済研究所.
- 樋口直人 (2019). 多文化共生—政策理念たりうるのか. 高谷幸編, 移民政策とは何か—日本の現実から考える, 129-144, 人文書院.
- 法務省 (2020). 在留外国人統計. http://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html (2021.1.31)
- International Organization for Migration (IOM) (2017). Integration and Social Cohesion: Key Elements for Reaping the Benefits of Migration. <https://eea.iom.int/publications/integration-and-social-cohesion-key-elements-reaping-benefits-migration> (2021.1.31)
- 一般社団法人 SDGs 市民ネットワーク (2017). 基本解説 そうだったのか。SDGs—「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」から、日本の実施指針まで—。一般社団法人 SDGs 市民ネットワーク.
- 国際協力機構 (JICA)・エムアンドワイコンサルタント (2013). 国別ジェンダー情報整備調査 アフガニスタン・イスラム共和国 最終報告書.
- 厚生労働省 (2017). 在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について (保国発 1227 第 1 号 平成 29 年 12 月 27 日). <https://www.kokuho.or.jp/whlw/notice/lib/kokuhoka60-1.pdf> (2021.1.31)
- 世界医師会 (1981). 患者の権利に関する WMA リスボン宣言. <https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/lisbon.html> (2021.1.31)
- 田村太郎, 北村広美, 高柳香代 (2007). 多文化共生に関する現状および JICA での取り組み状況にかかる基礎分析. JICA 客員研究員報告書.
- 田中雅子 (2019). 定住化を支える在日ネパール人組織. 宮島喬ほか編, 別冊環 24 開かれた移民社会へ, 198-199, 藤原書店.
- 四街道市 (2020). 国籍別人員調査表 令和 2 年 9 月末日現在.

四街道市（2021）. 住民基本台帳人口 令和 3 年 1 月 1 日現在.

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/todokede/kihondaicho/daichojinko.html> (2021.1.31)

United Nations Department of Economic and Social Affairs (UNDESA) Population Division (2020).

World Contraceptive Use 2020.

<https://www.un.org/development/desa/pd/data/world-contraceptive-use> (2021.1.31)